

令和3年12月8日

火薬類関係団体 各位

経済産業省 産業保安グループ
鉦山・火薬類監理官付

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和3年4月5日経済産業省令第39号）における火薬類の換算等の見直しによる火薬庫の設置許可申請書の記載内容の変更に係る対応について（お知らせ）

火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和3年4月5日経済産業省令第39号）において、火薬類の換算等の見直しが行われた。本改正については、官報に掲載するとともに、貴団体に連絡し、会員企業への通知を依頼したところであるが、本改正を受けた手続きが一部事業者において適切に行われていない事案が生じているとの報告を受けている。

貴団体におかれては、会員企業に対し、手続きの実施を依頼されたい。

1. 経緯

本年4月、火薬類取締法施行規則の一部を改正する省令（令和3年4月5日経済産業省令第39号）において、火薬類の換算、種類等の見直しが行われたところである。

この省令改正により、既存の一部の火薬庫において貯蔵火薬類の種類、その最大貯蔵量及びそれに伴う保安距離等の記載変更が想定される場所であるが、省令改正から半年以上経った現時点において、記載事項変更の届出が未実施の事業者が見受けられる。

なお、火薬類取締法第12条第1項（火薬庫の設置等）の許可を受けた者に対しては、火薬類取締法施行規則第81条の14において、火薬庫設置等許可申請書の記載事項に変更があった場合には、その旨を事前に又は事実を知った場合は遅滞なく管轄の都道府県知事に届け出ることを定めている。

2. 貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量の記載方法

上述の記載事項変更の届出にあたり、火薬庫設置等許可申請書（火薬類取締法施行規則様式第7）における「貯蔵火薬類の種類及びその最大貯蔵量」の記載については、貯蔵の技術基準に従って適切に管理できるように、貯蔵する火薬類の種類ごとの記載を基本とすることを、会員企業への依頼に添えられたい。なお、これは、最大貯蔵量の記載において、現在一部で行われている爆薬換算量での記載を妨げるものではない。

(参考)

- 火薬類の種類及び火薬庫の最大貯蔵量の改正内容(火薬類取締法施行規則第20条表1(抜粋))

火薬のうち特定コンポジット推進薬、爆薬のうち特定硝安油剤爆薬等について最大貯蔵量が変更になったため、火薬及び爆薬を貯蔵する火薬庫について、火薬類の種類及びその最大貯蔵量の確認が必要。

改正前

火薬庫の種類	火薬	爆薬
一級火薬庫	80トン	40トン
二級火薬庫	20トン	10トン
三級火薬庫	50キログラム	25キログラム

改正後	(1)	(2)	(3)	(4)
火薬庫の種類	火薬(特定コンポジット推進薬を除く。)	特定コンポジット推進薬(※)	爆薬(特定硝安油剤爆薬等を除く。)	特定硝安油剤爆薬等
一級火薬庫	80トン	400トン	40トン	48トン
二級火薬庫	20トン	100トン	10トン	12トン
三級火薬庫	50キログラム	50キログラム	25キログラム	25キログラム

※爆薬が使用されている場合、爆薬又は爆薬を使用した火工品と同時に貯蔵する場合を除く。

- 火薬類取締法施行規則第81条の14(抜粋)

次の表の第一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第三欄に掲げる報告書又は届出書を、第四欄に掲げる者に、第五欄に掲げる提出期限までに提出しなければならない。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄
七 法第十二条第一項の許可を受けた者	第十三条第一項の火薬庫設置等許可申請書の記載事項(火薬庫所在地並びに火薬庫の種類及び棟数を除く。)に変更があつたとき又は火薬庫工事設計明細書の記載事項のうち付近の状況若しくは保安物件との距離について変更があつたとき	変更があつた旨を記載した届出書	火薬庫の所在地を管轄する都道府県知事	事前に又はその事実を知った場合においては遅滞なく

【問い合わせ先】

経済産業省 産業保安グループ 鉦山・火薬類監理官付 火薬班
電話：(03) 3501-1870 E-mail: kayaku-anzen1@meti.go.jp